

上郡町告示第 32 号

上郡町若者・子育て世帯定住支援奨励金交付要綱を次のように定める。

令和 8 年 3 月 30 日

上郡町長 梅 田 修 作

上郡町若者・子育て世帯定住支援奨励金交付要綱

(目的)

第 1 条 この要綱は、若者・子育て世帯の町外からの移住及び町内での定住を促進するため、定住する意思を持つ若者・子育て世帯に対して、若者・子育て世帯定住支援奨励金（以下「奨励金」という。）を予算の範囲内で交付することにより、人口減少の抑制を図り、本町の活力の維持及び向上に資することを目的とする。

(用語の定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 転入 転入の日の直前において引き続き 1 年以上町外に住所を有していた者であって、定住の意思をもって本町に転入し、住民基本台帳に記録されたものをいう。
- (2) 定住 町に永住の意思をもって住民基本台帳法(昭和 42 年法律第 81 号)に基づき本町の住民基本台帳に記録され、かつ、当該住所を生活の本拠とすることをいう。ただし、単身赴任等一時的転入者及び自己の都合等で一時的に町内に居住していることが明らかな場合を除く。
- (3) 若者 次条の規定による申請を行う日において、申請者又はその配偶者が満 39 歳以下の者をいう。
- (4) 子育て世帯 次条の規定による申請を行う日において、18 歳未満の子ども（18 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの者をいい、親子健康手帳により出産予定であることが確認でき、出生後に同居する予定である子どもを含む。）と同居し、現に当該子どもと生計を同一にしている世帯をいう。
- (5) 住宅 地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）附則第 15 条の 6 第 1 項若しくは第 2 項又は第 15 条の 7 第 1 項若しくは第 2 項の規定の適用を受ける

住宅（アパート、賃貸住宅等の営業の用に供するもの、法人等が取得した住宅及び公共事業に伴う移転補償により新築する場合を除く。）であり、自己の居住用面積が全体の2分の1以上かつ50平方メートル以上であるもの。

- (6) 新築住宅 前号に規定する住宅のうち、新たに建築されたものであって、次のいずれにも該当するものをいう。

ア 建築基準法（昭和25年法律第201号）その他関係法令に適合して建築されたものであること

イ 完成の日から起算して1年を経過していないものであり、かつ、過去に人の居住の用に供されたことがないものであること

- (7) 中古住宅 第6号に規定する住宅のうち、過去に人の居住の用に供されたことがあるものをいう。ただし、相続又は贈与により取得するものを除く。

- (8) 住宅の取得 自己の居住の用に供するため、本町において住宅を新築又は購入（中古住宅の購入を含み、3親等以内の者からの購入を除く。）し、当該住宅について不動産登記法（平成16年法律第123号）に基づく所有権の登記をすることをいう。

- (9) 住宅取得日 住宅の所有権保存登記又は所有権移転登記に係る登記原因の日をいう。

- (10) 住宅の改修 別表第1に掲げるものをいう。

- (11) 子世帯 若者又は子育て世帯に該当する世帯をいう。

- (12) 親世帯 前号に規定する世帯の世帯主又はその配偶者の2親等内の直系尊属に該当するものが含まれる世帯をいう。

- (13) 三世代同居等 子世帯及び親世帯が同一の家屋に居住していること又はそれぞれの世帯が居住する住宅が同一敷地及び隣接地に存在していることをいう。

（奨励金の種類及び対象者の要件等）

第3条 奨励金の種類は次のとおりとする。

- (1) 若者・子育て世帯転入促進奨励金（以下「転入促進奨励金」という。）
- (2) 若者・子育て世帯住宅取得奨励金（以下「住宅取得奨励金」という。）
- (3) 若者・子育て世帯定住応援支援金（以下「定住応援支援金」という。）
- (4) 三世代同居等世帯支援奨励金

2 各奨励金の対象者要件、額等は、別表第2に掲げるとおりとする。

3 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、奨励金を交付しないものとする。

- (1) 本人及びその世帯に属する者（同居を含む。）が本町の町税及び国民健康保険税等を滞納しているとき。
- (2) 上郡町暴力団排除条例（平成 24 年条例第 15 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団員又は同条第 3 号に規定する暴力団密接関係者であるとき。
- (3) 国、県又は町の他の制度による補助金等の交付を受けている場合において、当該補助金等の対象経費と本奨励金の対象経費が重複すると認められる部分については交付しない。
- (4) 当該申請者又は同一世帯に属する者が、過去に同一種類の奨励金を受給したことがある場合
（奨励金交付の制限）

第 4 条 同一申請者又は同一世帯員への奨励金の交付は、前条第 1 項の奨励金の種類ごとに 1 回限りとする。

- 2 前項の規定は、過去の受給実績に基づき判断するものとし、奨励金の種類が異なる場合は、それぞれ別に交付を受けることができる。
（交付申請及び期限）

第 5 条 奨励金の交付を受けようとする者は、上郡町若者・子育て世帯定住支援奨励金交付申請書（様式第 1 号）に別表第 3 に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

- 2 前項の規定による申請は、次の各号に掲げる奨励金の種類に応じ、それぞれ当該各号に定める日から起算して 1 年以内にしなければならない。
 - (1) 転入促進奨励金 申請者及び同世帯員が本町に転入した日
 - (2) 住宅取得奨励金 対象住宅の住宅取得日又は対象住宅に住所を定めた日のいずれか遅い日
 - (3) 定住応援支援金 前号に定める日
 - (4) 三世帯同居等世帯支援奨励金 対象住宅の住宅取得日、対象住宅に住所を定めた日又は対象住宅の住宅改修が終了した日のいずれか遅い日（奨励金の交付決定及び通知）

第 6 条 町長は、前条の交付申請書を受けたときは、要件、書類等の審査及び必要な調査を行い、奨励金を交付することが適当と認めたときは奨励金の交付を決定し、当該申請を行った者に対し、上郡町若者・子育て世帯定住支援奨励金交付決定通知書（様式第 2 号。以下「交付決定通知書」という。）によりその旨を通知するものとする。

- 2 町長は、前項に規定する審査の結果、奨励金を交付しないことを決定したときは、上郡町若者・子育て世帯定住支援奨励金不交付決定通知書（様式第 3 号）により当該申請者に通知するものとする。

(請求)

第7条 申請者は、前条の交付決定通知書の通知を受けた日から起算して30日以内に、上郡町若者・子育て世帯定住支援奨励金請求書(様式第4号。以下「請求書」という。)により町長に請求しなければならない。

(交付)

第8条 町長は、前条の請求書の提出を受けたときは、速やかに奨励金を交付するものとする。

2 奨励金の交付については、指定金融機関口座への振込とする。ただし、定住応援支援金については、上郡町商工会が発行する振興券によるものとする。

(居住実態の確認)

第9条 町長は、奨励金の交付を受けた者について、必要があると認めるときは、当該住宅における居住の実態について調査することができる。この場合において、必要な書類の提出を求め、又は関係者に質問することができる。

2 町長は、前項の規定による調査の結果、当該住宅が生活の本拠として使用されていないと認めるときは、奨励金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

(交付決定の取消し)

第10条 町長は、奨励金の交付決定を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) この要綱の規定に違反したとき。
- (2) 申請書又は添付書類に虚偽の記載があったとき。
- (3) その他町長が奨励金の交付を適当でないと認めるとき。

(返還)

第11条 町長は、奨励金の交付を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、奨励金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

- (1) 奨励金の交付を受けた者が、交付決定の日から起算して5年間継続して当該住宅に居住しなかったとき。ただし、転入促進奨励金については、町内に5年間継続して住所を有している場合(町内転居を含む。)は、この限りでない。
- (2) 申請書及び添付書類に虚偽の事項の記載があったとき。
- (3) この要綱の規定に違反したとき。

2 前項に規定する奨励金の全部又は一部の返還を求める場合における返還額については、別表第4のとおりとする。

3 町長は、第1項の規定により、奨励金の返還を求めるときは、上郡町若者・子育て世帯定住支援奨励金返還命令書(様式第5号)により通知するものと

する。

- 4 町長は、第1項の規定にかかわらず、奨励金の交付を受けた者に災害、疾病、就業上の転勤その他町長がやむを得ないと認める事由があるときは、奨励金の全部又は一部の返還を免除することができる。

（その他）

第12条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この告示は、令和8年4月1日から施行する。

（この告示の失効）

- 2 この告示は、令和11年3月31日限りその効力を失う。ただし、同日までに取得した権利及び返還の規定は、その行為が終わるまで、なおその効力を有する。

別表第1（第2条関係）

住宅の改修に関する工事	
(1) 増築又は改築	
(2) 屋根、雨樋、柱、外壁の修繕、塗装等の外装工事	
(3) 床、内壁、天井等の内装替え、畳の取替え等の内装工事	
(4) 雨戸、戸、サッシ、ふすま等の取替え等の建具工事	
(5) 電気、ガス等の設備工事	
(6) トイレ、風呂、キッチン等の水回り改修等の給排水工事	
(7) その他町長が住宅の機能又は性能の維持若しくは向上に資すると認める工事	

別表第2（第3条関係）

奨励金の種類	対象者要件	基本額	加算
若者・子育て世帯転入促進奨励金	令和8年4月1日以降に町内に転入し、5年以上継続して町内に定住する若者・子育て世帯	3万円	子ども1人につき2万円
若者・子育て世帯住宅取得奨励金（新築住宅）	次の全てに該当するもの (1) 令和8年1月2日以降に新築住宅を取得し、5年以上継続して町内に定住する若者・子育て世帯	30万円	—

	(2) 申請者が申請時点において、町内に対象住宅以外の専用住宅又は併用住宅を有していないこと。		
若者・子育て世帯住宅取得奨励金（中古住宅）	次の全てに該当するもの (1) 令和7年4月1日以降に中古住宅を取得し、5年以上継続して町内に定住する若者・子育て世帯 (2) 申請者が申請時点において、町内に対象住宅以外の専用住宅又は併用住宅を有していないこと。	10万円	上郡町住宅リフォーム登録事業者による10万円以上の住宅改修を行った場合10万円
定住応援支援金	若者・子育て世帯住宅取得奨励金の交付を受ける者であって、上郡町ケーブルテレビの加入に要する事業分担金の負担をした者	工事分担金、利用者分担金及び宅内工事費相当額（上限12万円）	—
三世代同居等世帯支援奨励金	次の全てに該当するもの (1) 住宅取得又は別表1に定める工事に要する費用が100万円以上であり、かつ、令和8年1月2日以降に売買契約又は工事請負契約を締結していること。 (2) 子世帯又は親世帯若しくはその両方が、転入の日の直前において引き続き1年以上本町外に住所を有した後、本町に転入し、住民基本台帳に記録された者であること。 (3) 前号の転入の日から起算して3年以内に申請を行う者であ	30万円	—

	り、かつ、５年以上継続して町内に定住し、三世代同居等を行う者		
--	--------------------------------	--	--

別表第３（第５条関係）

奨励金の種類	添付書類
若者・子育て世帯 転入促進奨励金	(1) 前住所地の住民票除票又は戸籍附票の写し (2) 誓約書(様式第１－１号) (3) 同意書(様式第１－２号) (4) その他町長が必要と認める書類
若者・子育て世帯 住宅取得奨励金	(1) 誓約書（様式第１－１号） (2) 同意書（様式第１－２号） (3) 建物の登記事項証明書（発行から３か月以内のもの） (4) 奨励金対象住宅の取得を証する書類（契約書、領収書、位置図、平面図、立面図、写真） (5) 併用住宅の場合は、居住用面積が明らかになる図面及び計算書 (6) 上郡町住宅リフォーム登録事業者による住宅改修の工事請負契約書、領収書（中古住宅でリフォーム加算申請の場合） (7) その他町長が必要と認める書類
定住応援支援金	(1) 上郡町ケーブルテレビの加入に要した費用が分かる領収書 (2) その他町長が必要と認める書類
三世代同居等世帯 支援奨励金	(1) 子世帯の世帯主又はその配偶者が親世帯を構成する者の直系卑属であることを確認できる書類（戸籍謄本等） (2) 転入した子世帯又は親世帯が三世代同居等をする１年以上前から本町以外に居住し、かつ、本町住民基本台帳に記録されたことを証明できる書類（戸籍の附票等） (3) 建物の登記事項証明書又は固定資産課税台帳の写し (4) 住宅の取得又は住宅の改修に係る売買契約書又は工事請負契約書の写し (5) 住宅取得又は住宅改修に係る購入代金又は請負代金の領収証の写し

	(6) 住宅の位置図 (7) 住宅の改修の場合、工事の内容が分かる図面及び書類 (8) その他町長が必要と認める書類
--	--

別表第 4（第 11 条関係）

区分	返還額
第 11 条第 1 項第 1 号に該当するとき。	交付決定の日から起算した期間が次の各号に該当する場合は、当該各号に定める額 (1) 2 年未満の日に該当 交付を受けた奨励金の全額 (2) 2 年以上 3 年未満の日に該当 交付を受けた奨励金の 3 分の 2 の額 (3) 3 年以上 5 年未満の日に該当 交付を受けた奨励金の 3 分の 1 の額
第 11 条第 1 項第 2 号又は第 3 号に該当するとき。	交付を受けた奨励金の全額